



横浜市立東永谷中学校 いじめ防止基本方針

平成26年 3月31日 策定

令和 6年 3月 4日 一部改定

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校及び学校の教職員の責務（第8条）から、基本理念に則り、「いじめ」は絶対に許されない行為、また、違法行為ととらえ、東永谷中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組みます。在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから、保護者、地域住民、区役所、児童相談所、警察署等の関係諸機関との連携を図ります。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法律上の「いじめ」は、次の4つの要素をすべて満たすものである。

1. 行為をした者も行為の対象となった者も児童生徒であること
2. 両者の間に一定の人間関係が存在すること
3. 行為をした者が行為の対象になった者に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
4. 当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じていること
*現実に精神的苦痛を感じたことが確認されること

「力の差」「継続的」「深刻」など法律制定以前の定義にあった要素は含まない

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とし、学校教育目標で示す東永谷中学校の子どもをはぐくみ、「毎日子どもが通いたくなる学校づくり」を目指すこととする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

- ア いじめ未然防止の3原則「規律・学力・自己有用感」
学校風土づくり・授業改善・適切な人間関係の確立・自己有用感の醸成
- イ いじめの早期発見・いじめに対する早期対応
いじめを見逃さないための体制強化・教育相談活動の充実・教職員の資質向上のための研修
- ウ 適切な対処
組織的な取組による生徒、保護者との信頼関係の確立・関係諸機関との連携強化

いじめ未然防止の3原則について、あらゆる教育活動を通して意識的・計画的に指導育成し、だれもが、安心して、豊かに生活できるような、いじめのおこらない学校風土を作る。

一方で、いじめは、どの子どもでも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害であり、決して許されることがない行為であるとの認識を教職員・生徒・保護者・地域がもち、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚して主体的かつ相互に協力して活動する。

なお、いじめが疑われる、またはいじめに気付いた場合、迅速かつ組織的に対応する。さらには、生徒会活動や部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進し、特に人権教育の視点から、「いじめ防止」、さらには「いじめ根絶」に向けて取り組む。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

法第22条及び横浜市いじめ基本防止方針に基づき、いじめ防止等の対策組織として、「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2) 委員会の構成員

校長・副校長・教務主任・生徒指導専任・生徒指導部長・学年主任・養護教諭・個別支援代表 *原則 *必要に応じて関係職員、心理や福祉等の専門家（SC、SSW等）、校内ハートフル支援員が参加

(3) 委員会の運営

- ア 委員会を月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある事案に対しては、直ちに臨時委員会を開く。
- イ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(4) 委員会の活動内容

ア 定期的に開催する委員会

- ・いじめにつながる可能性のある生徒間情報の共有を行う。
- ・認知したいじめ事案に関する進捗状況の共有を行う。
- ・定期的な教職員研修会の企画・運営を行う。
- ・基本方針に基づく取組の計画作成やPDCAサイクルによる検証を行う。

イ 臨時に開催する委員会

- ・いじめの疑いがある事案に対して、その相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いがある事案を察知した場合には、構成員間の情報の共有をはかり、関係のある生徒への事実関係のききとり、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・いじめ認知に関する協議を行う。
- ・認知したいじめ事案における指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめの解消に関する協議を行う。
- ・重大事態が起こった場合は、関係機関と連携し、解決を図る。

(5) いじめ防止年間計画（令和6年度）

	未然防止			早期発見/対応	職員研修	保護者/地域連携
	授業力向上	学校行事	講演会等			
4月		入学式	情報教育	ふれあい相談	生徒指導研修	授業参観・行事説明会
5月	市教科総会	体育祭		いじめ一斉防止キャンペーン(記名式)	市領域総会	学校説明会・PTA総会・学校運営協議会
6月	小中一貫会議	修学旅行・自然教室・遠足	薬物乱用防止	YPアセスメント	区領域総会	学家地連総会
7月	校内授業研究		人権教育	生活アンケート	生徒理解研修	保護者面談
8月			※講師の	ふれあい相談	教育課程研究協議会	祭礼/バトロール・学校運営協議会
9月	小中一貫会議			スケジュール	生活アンケート	生徒指導研修
10月	校内授業研究	東中祭・児童生徒交流日	に合わせて 適宜実施	YPアセスメント		地域防災訓練・学校公開日
11月	区教科研究会	職業講話		生活アンケート		保護者面談（3年）
12月		生徒会あいさつ運動・東中杯		いじめ一斉防止キャンペーン(無記名)	人権研修	保護者面談・学校運営協議会
1月	小中一貫会議	百人一首大会・東中王		ふれあい相談		授業参観・懇談会
2月				生活アンケート	年度末反省	入学説明会・学校運営協議会
3月		卒業式・球技大会		生活アンケート	新年度計画	花いっぱい運動
通年	道徳教育 各行事に向け、総合の時間等で学級、学年で準備			必要に応じて教育相談は いつでも実施	各職員による 校外研修	PTA運営委員会 地域C会議

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止が、いじめに対する最大の防止策であることを全職員が認識し、あらゆる教育活動を通してその3原則の指導育成に向けた取組を行う。

ア 「規律」学校風土づくりを目指した道徳教育の充実、あいさつ運動の実施、朝読書の実施、生徒会活動の充実、学級活動の充実をはかる。

イ 「学力」すべての生徒が参加し、子どもが学びの主体となれる授業、わかる授業を展開するため授業改善をはかり、研究授業等による研修を推進する。

ウ 「自己有用感」授業、クラスにおける班活動、学校行事に向けた取組、委員会活動、部活動を通しての適切な人間関係の確立をはかるとともに、自己肯定感や自己有用感の醸成に努めることを大切にする。

(2) いじめの早期発見

ア 教職員と生徒の信頼関係の構築に努め、良好な関係性をもとにした生徒の実態把握に努める。また、いじめのあるなしに関わらず、いじめの疑いがある生徒間トラブルに対して早い段階からの的確に関わりをもち組織的に対応する。

イ 定期的な教育相談の場として、4月・8月・1月にふれあい相談を実施する。また、各月の生活アンケート等を用いて生徒が自己を振り返る機会を設けるとともに、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 教職員の資質向上のための研修を実施し、いじめを見逃さない体制作りに努める。

(3) いじめに対する措置

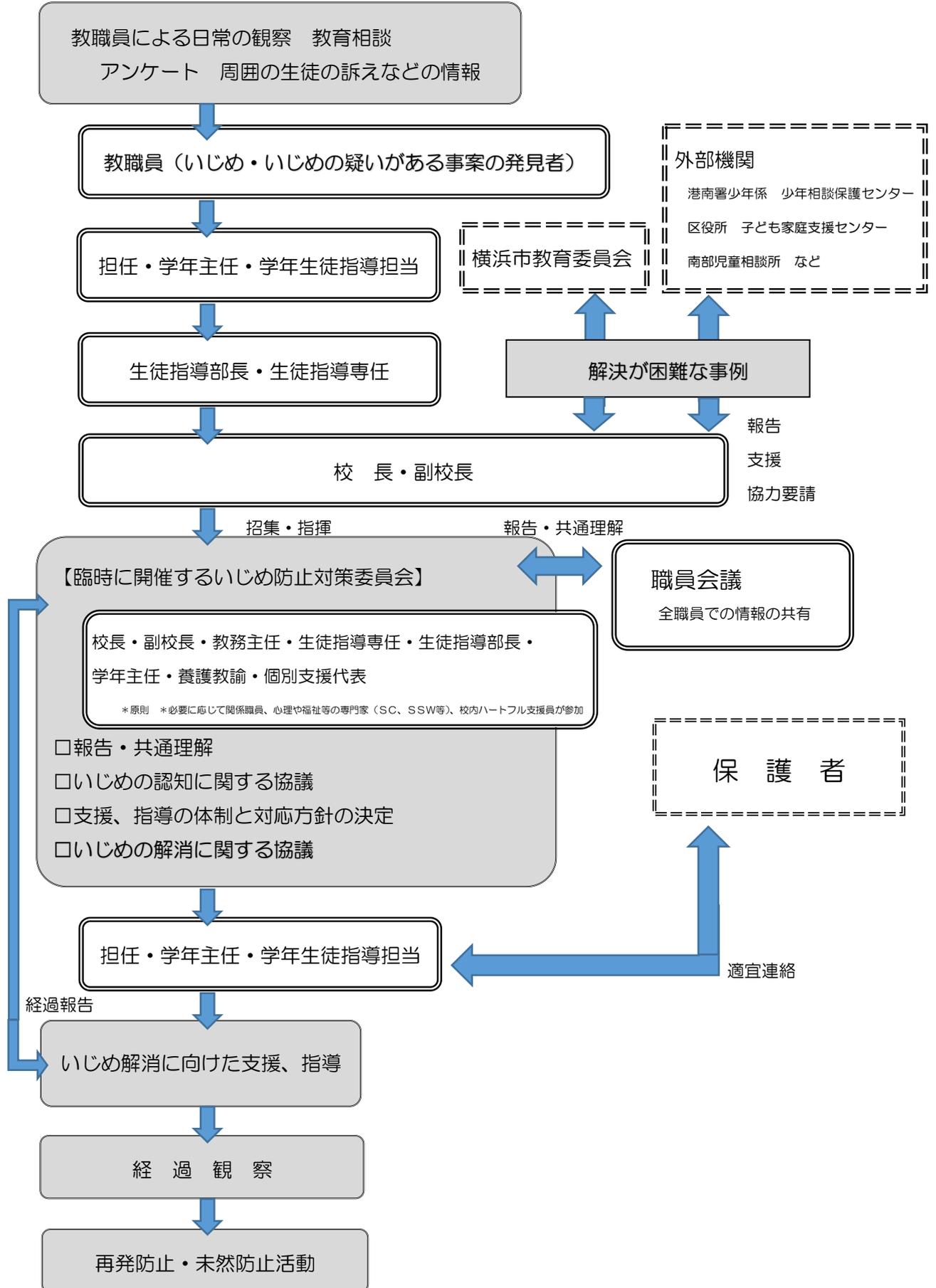
ア いじめの疑いがある生徒間情報の共有から、いじめ認知、対応、いじめの解消までを委員会を中心に組織的に行う。

イ いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、状況や状態に合わせた継続的な支援を行うとともに、いじめを受けた生徒の保護者の思いを受け止めて密な連携や支援を行う。

ウ いじめを行った生徒に対して、その人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導をするとともに、いじめを行った生徒の保護者とその背景にあるものを共有したうえで、それでもいじめは許されない行為であるという共通理解をはかり、密な連携や支援を行う。

エ いじめの内容によっては、警察等関係機関、専門機関との連携をはかる。

○いじめの早期発見・事案対処のフローチャート○



(4) いじめの解消

いじめの解消に関しては、少なくとも次の2つの条件が満たされている必要がある。

1. いじめの行為が、少なくとも3か月（目安）止んでいる。
2. いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていない。

(5) 教職員等による研修などの実施

ア いじめの定義理解を含む法制研修や生徒理解研修、いじめ防止・対応に向けた取組に関する校内研修の充実をはかる。

(6) 学校運営協議会・学家地連などとの連携

- ア 学校運営協議会、学校家庭地域連携事業協議会、小中一貫会議などの会合で、いじめ問題についても話題を取り上げ、地域・保護者と連携して取り組む。
- イ 学校評価に、いじめ防止等に関する内容を位置づけ、必要に応じて取組の改善及び年間計画の改定等を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア 法第28条第1項第1号の「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ 法第28条第1項第2号の「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（目安は30日間）

(2) 重大事態の報告

- ア 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 「いじめ防止対策委員会」を中核として直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を委員会に報告する。
- ウ いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他〈学校基本方針の見直し〉

「いじめ防止対策委員会」で必要があると認められたときは見直しを行い、改定して改めて公表する。